

2019 年度
電源 I 〃 廠気象対応調整力募集要綱
(案)

2019 年 7 月
沖縄電力株式会社

目 次

第1章	はじめに
第2章	注意事項
第3章	用語の定義
第4章	募集スケジュール
第5章	募集概要
第6章	応札方法
第7章	評価および落札案件決定の方法
第8章	契約条件
第9章	その他

第1章 はじめに

1. 2016年4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
2. 沖縄電力株式会社 送配電本部（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランス調整を実施するために必要な調整力を確保するため、●万kWに相当する電源Ⅰ 厳気象対応調整力を入札により募集します。
3. 今回実施する入札においては、発電事業者等の事業予見性の確保や厳気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から、確保した電源Ⅰ 厳気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて、随時、追加募集を行なうことがあります。
4. 本要綱では、当社の募集する電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
落札後の権利義務関係等については、添付する電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kW）契約書（ひな型）および電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）を併せて参照してください。
5. 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書および添付書類（以下「入札書類」という。）を作成し、提出してください。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 当社は、需給ひっ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を、確実かつ効率的に確保するために、本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき、電源Ⅰ 厳気象対応調整力を入札により募集します。入札募集によって、調整力のコストが低減することを期待しますので、応札者が入札書類で明らかにする電源Ⅰ 厳気象対応調整力の入札案件の評価にあたっては、入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお、この価格要素に加え、需給バランス運用の柔軟性等も重要な要素となります。
- (2) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも、応札者は入札書類を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書類に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- (3) 入札案件の審査過程において、効率的な審査ができるように、応札者は入札書類を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (4) 応札者は、本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約書 (ひな型) および電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (ひな型) の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書類を提出してください。
- (5) 落札者は、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を締結※していただきます。また、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を締結する設備等 (以下「契約設備」という。) は、別途定める電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結していただく必要があります。また、契約設備が発電設備である場合、当社との間で託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約 (発電量調整供給契約者と電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約者とが同一であることは求めません。) が締結されていること等が必要です。一方、契約設備が DR を活用したものである場合、当社との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約 (接続供給契約者と電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約者とが同一であることは求めません。) が締結されていること等が必要です。
※ジョイント・ベンチャーとして応札、落札された場合で当該ジョイント・ベンチャーが法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結。

- (6) 落札者が希望する場合、当社が当該設備等について別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約を締結することも可能とし、同様に、別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき、当社と協議のうえ、電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この場合、契約書の内容等詳細については、落札案件決定以降、別途協議いたします。
- (7) 応札者が、入札書類提出後に応札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度応札辞退の意思を表明した入札案件は、今年度の入札において選考対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。応札を辞退された場合は、当社はすみやかに入札辞退案件の入札書類を返却します。
- (8) 本要綱にもとづく電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約ならびに電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (9) 入札案件の審査においては、沖縄電力株式会社の発電/小売部門についても、本要綱に定める募集条件や評価方法等にもとづき、公平に取り扱うこととします。
- (10) 応札者が入札書類に記載する会社名は、正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は、日本国において法人格を有するものとします。
- また、ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には、グループ各社が日本国において法人格を有するものとし、入札書類において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに、当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお、全参加企業が連帯してプロジェクトの全責任を負うものとします。
- (11) 当社または落札者が第三者と合併または電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約もしくは電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお、電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約もしくは電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）承継の詳細な取扱いについては、添付する電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kW) 契約書（ひな型）もしくは電源Ⅰ 廠気象対応調整力(kWh) 契約書（ひな型）（または電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））を参照してください。
- (12) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書類作成に要する費用、電源Ⅰ 廠気象

対応調整力（kW）契約ならびに電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。

- (13) 入札書類は日本語で作成してください。また、入札書類で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

2. 守秘義務

応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

3. 問合せ先

本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記の当社ホームページ『お問合せ専用 e-mail アドレス』より受け付けます。

なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

お問合せ専用 [e-mail](#) アドレス：●●●●

第3章 用語の定義

1. 設備等の分類

用語	定義
電源Ⅰ	当社があらかじめ確保する、専用線オンライン指令で調整できる契約設備をいいます。
電源Ⅱ	当社から専用線オンライン指令で調整ができる契約設備（電源Ⅰを除く。）をいい、GC以降余力がある場合に当社が周波数調整・需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。
電源Ⅲ	当社からの指令で調整ができない設備等をいいます。（給電指令時を除く。）
電源Ⅰ周波数調整力	当社があらかじめ確保する、専用線オンライン指令で調整できる設備等の調整力をいいます。なお、常時の周波数調整に用いるため、周波数調整機能の具備を必須といたします。
電源Ⅰ需給バランス調整力	当社があらかじめ確保する、専用線オンライン指令で調整できる設備等の調整力をいいます。なお、常時の周波数制御には用いず、需給バランス調整対応の調整力のため、周波数調整機能の具備は必須としないものといたします。
電源Ⅰ [＊] 厳気象対応調整力	当社があらかじめ確保する、オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で電力の供出ができる契約設備をいいます。なお、厳気象時等の稀頻度な需給ひつ迫時における需給対応を主な目的としているため、周波数調整機能の具備は必須としないものといたします。
電源Ⅱ周波数調整力	当社から専用線オンライン指令での調整ができる設備等（電源Ⅰを除く。）の調整力をいい、GC以降余力がある場合に当社が周波数調整のために利用することが可能なものをいいます。
電源Ⅱ需給バランス調整力	当社から専用線オンライン指令での調整ができる設備等（電源Ⅰを除く。）の調整力をいい、GC以降余力がある場合に当社が需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。
電源Ⅱ [＊] 低速需給バランス調整力	当社からオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含む。）で上げまたは下げ調整できる設備等（周波数制御機能の具備は必須としない。）の調整力をいいます。
DR	需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みをいいます。 (DR : Demand Response の略)

用語	定義
アグリゲーター	複数の DR 可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、一般送配電事業者に調整力を提供する事業者をいいます。

2. 契約・料金関連

用語	定義
電源Ⅰ周波数調整力契約	当社が別途定める電源Ⅰ周波数調整力募集要綱にもとづき、周波数調整を実施することを目的とした調整力を供出していただく取決めに締結する契約をいいます。
電源Ⅰ周波数調整力契約電力	電源Ⅰ周波数調整力を供出していただく契約設備との契約キロワットで、5分以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DRを活用した負荷設備等の場合は、当社約款における損失率を考慮したものといたします。
電源Ⅰ需給バランス調整力契約	当社が別途定める電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱にもとづき、需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を供出していただく取決めに締結する契約をいいます。
電源Ⅰ需給バランス調整力契約電力	電源Ⅰ需給バランス調整力を供出していただく契約設備との契約キロワットで、30分以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DRを活用した負荷設備等の場合は、当社約款における損失率を考慮したものといたします。
電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約	本要綱にもとづき、主に10年に1回程度の厳気象（猛暑）時等の稀頻度な需給ひっ迫時において需給バランス調整を実施することを目的とし、オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）により調整力を供出していただく取決めに締結する契約をいいます。
電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力	電源Ⅰ 厳気象対応調整力を供出していただく契約設備との契約キロワットで、3時間以内に応動可能な出力幅で契約上使用できる最大値をいいます。なお、DRを活用した負荷設備等の場合は、当社約款における損失率を考慮したものといたします。
電源Ⅱ周波数調整力契約	当社が別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱にもとづき、供給区域（離島を除く。）の周波数調整のために調整力として活用することを目的とし、当社から専用線オンライン指令にて周波数調整が可能な設備等について締結する契約をいいます。

用語	定義
電源Ⅱ 需給バランス調整力契約	当社が別途定める電源Ⅱ 需給バランス調整力募集要綱にもとづき、供給区域（離島を除く。）の需給バランス調整のために調整力として活用することを目的とし、当社から専用線オンライン指令にて需給バランス調整が可能な設備等について締結する契約をいいます。
電源Ⅱ 〃 低速需給バランス調整力契約	当社が別途定める電源Ⅱ 〃 低速需給バランス調整力募集要綱にもとづき、供給区域（離島を除く。）の経済的・効率的な需給バランス調整のために調整力として活用することを目的とし、当社からオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含む。）にて需給バランス調整が可能な設備等について締結する契約をいいます。
運転継続時間	契約設備が、電源Ⅰ 〃 厳気象対応調整力契約電力で運転を継続できる時間をいいます。
運転継続可能時間	契約設備に対して、当社が電源Ⅰ 〃 厳気象対応調整力契約電力で運転継続を求める時間をいいます。
調整力提供可能時間	一日（毎日0時～24時）のうち、契約設備を当社給電指令所の指令に従い電源Ⅰ 〃 厳気象対応調整力（kW）契約電力の供出が可能な状態で維持できる時間をいいます。
厳気象対応準備時間	1日（毎日0時～24時をいいます。）のうち、当社が、主に、契約設備を当社給電指令所の指令に従い電源Ⅰ 〃 厳気象対応調整力契約電力の供出を必要とする時間帯をいいます。本要綱においては、10時～21時をいいます。
計画外停止日数	契約設備において、事故あるいは計画になかった補修等により停止に至った日数をいいます。ただし、当社設備の故障等による停止に関しては別途協議といたします。
計画停止日数 （補修停止日数）	契約設備において、各断面（年間、月間、週間）で補修等のために、あらかじめ計画を策定して停止する日数をいいます。
基本料金	契約設備がキロワットを供出するために必要な費用への対価をいいます。
従量料金	当社給電指令所の指令により、契約設備が起動・運転または需要抑制を行ない、キロワット時を供出するために要した費用への対価をいいます。
申出単価	従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、契約者から原則として毎週提出していただきます。

用語	定義
調整力ベースライン	DR を実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量をいい、当社約款における損失率を考慮したものといえます。

3. 需給関連

用語	定義
高負荷期	電気の使用量（需要）が大きくなる時期で、主に冷房需要が増大する夏期（6月1日から9月30日）のことをいいます。
需給ひっ迫	想定される需要に対して、供給力が不足する状態のことをいいます。

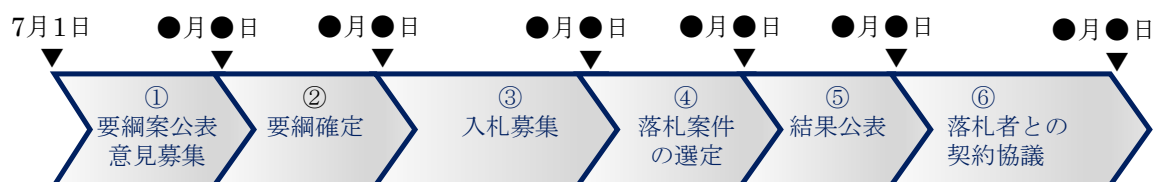
4. 設備等の機能関連

用語	定義
ブラックスタート	当社の供給区域（離島を除く。）において広範囲に及ぶ停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行なうことをいいます。
専用線オンライン指令	当社が供給区域（離島を除く。）の周波数制御・需給バランス調整を行うため、当社給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に周波数制御・需給バランス調整機能を具備した契約設備へ運転（出力増減）を指令することをいいます。 なお、当社給電指令所～契約設備の間に通信設備等が必要となります。 また、本要綱においては、別途指定する、「簡易指令システム」における指令についても、専用線オンライン指令に準じて取扱うことができることとし、“オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含む。）”と表記します。
系統連系技術要件	当社が維持・運用する電力系統に接続する電源等に求める技術的な要件であり、当社約款の別冊にて規定いたします。
周波数調整機能	契約設備が接続する電力系統の周波数制御・需給バランス調整を目的とし、契約設備の出力を調整させるために必要な機能をいいます。
需給バランス調整機能	契約設備が接続する電力系統の需給バランス調整を目的とし、契約設備の出力を調整させるために必要な機能をいいます。

用語	定義
ガバナフリー運転	発電機の回転速度を負荷の変動のいかんにかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気等を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転をいいます。
AFC ※LFC と同義	定常時における電力系統の周波数を規定値に維持するため、負荷変動に起因する周波数変化量を検出し、設備等の出力を自動制御することをいいます。 (AFC : Automatic Frequency Control の略)
EDC ※ELD と同義	電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各発電所(各発電機)に最も経済的になるよう負荷配分を行う制御をいいます。 (EDC : Economic Load Dispatching Control の略)
DSS	需給運用の一環として、1日の間に起動・停止を行うことをいいます。 (DSS : Daily Start up and Shut down もしくは Daily Start Stop の略)
OTM ※DPC と同義	当社給電指令所から設備等に対して運転基準出力を指令することをいいます。 (OTM : Order Telemeter の略)
FCB	送電線事故などにより発電機が電力系統から分離した場合に、発電機の出力を急速に低下させ、所内単独運転に移行する機能をいいます。 (FCB : fast cut back の略)
OP 運転	契約者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電することをいいます。 (OP : Over Power の略)
ピークモード運転	契約者と事前に合意のうえ、排気ガスの温度設定を通常の運転値を超過して上昇させることにより出力を上昇させる運転のことをいいます。
AVR	発電機端子電圧を自動的に一定に保つための装置をいいます。 (AVR : Automatic Voltage Regulator の略)

第4章 募集スケジュール

1. 2019年度における入札公表から、落札者との電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/ kWh) 契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



日程	ステップ	説明
7/1～ 7/30	①募集要綱（案）の公表 および意見募集	当社は、次年度分の電源Ⅰ 厳気象対応調整力を調達するための電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（案）を策定し、入札募集内容を公表するとともに、電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（案）の仕様・評価方法等について、意見募集を行ないます。 応札をご検討の方で、電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱（案）を参照のうえ、各項目に対する意見がある場合は、理由と併せて7/30までに『意見提出専用 e-mail アドレス』より意見を提出してください。
●/●～ ●/●	②募集要綱の確定	当社は、意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を反映した電源Ⅰ 厳気象対応調整力募集要綱を制定します。
●/●～ ●/●	③入札募集	当社は、入札募集を開始しますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり、入札書類を作成し、●/●までに応札してください。
●/●～ ●/●	④落札案件の選定	当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し、落札候補者を選定します。
●/●～	⑤結果公表	当社は、落札候補者決定後、入札募集手続きの結果を公表します。
●/●～ ●/●	⑥契約協議	当社は、落札候補者と電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約に関わる協議を開始し、契約します。

※電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約への公募に応札いただいた設備等で、落札後、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の代わりに、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結

を希望される場合、●/●までに契約申込をお願いします。（詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。）

第5章 募集概要

1. 募集内容および電源Ⅰ 厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

(1) 募集容量

●●万 kW

募集容量は、電力広域的運営推進機関にて示された考え方を基本に決定いたします。

1 入札案件あたりの入札量は上記募集容量以下としてください。

(2) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間

電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間は、2020 年 6 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日までとします

(3) 対象設備等

当社の系統に連系する、オンライン（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な設備等

イ 当社の系統に連系する設備等で、当社から、オンライン（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な設備等といたします。

ロ 使用する燃料については、特に指定しませんが、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ 当社が指定する厳気象対応準備時間において、本要綱にて定める、当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間の間において、当社からの指令受信ではなく、調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。この場合、本章第3項（1）ロで定める、当社からの指令を受信してから、調整実施までの時間を勘案した時間帯において待機していただく必要があります。また、厳気象対応準備時間を超えて、別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。

※応札時点で営業運転を開始していない設備等、および当社とオンライン信号（簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない設備等の場合、電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供期間までに設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また、電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約において、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。やむを得ず提供期間開始日までに必要な対応工事・試験が完了していない場合の取扱いについては、必要に応じて別途協議いたします。

(4) 入札単位

原則、容量単位

入札は、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位（kW）で実施していただきます。

DR を活用して応札される場合は、本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリゲーターが、容量単位（kW）で入札していただきます。

応札いただく電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力は、設備容量（発電機であれば定格電力、DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札 kW が設備容量を超過していたことが明らかとなった場合、または、契約電力供出の妥当性が確認できない場合は、当該応札を落札評価対象から除外いたします。

また、別途締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力（kWh）契約書（ひな型）、（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書（ひな型）もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書（ひな型））は、それぞれ、発電機単位またはアグリゲーター単位で契約締結いたします。

なお、様式 3－2 で、当該応札案件において当該設備（または需要家）の重複のおそれがある場合、当該設備（または需要家）を用いて応札された全応札者に対し、その旨を通知し、追加資料の提出等を受けて、当該設備（または需要家）の応札 kW の妥当性を確認いたします。

当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答がない場合、または、当該設備（または需要家）の重複に係る確認の結果、当該設備（または需要家）の応札 kW が設備容量以内で明確に区別・区分できない場合、応札案件評価においては当該設備（または需要家）を除外します。応札者は、その旨を十分にご理解の上、追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等、必要な対応をお願いします。

イ 発電設備を活用して応札される場合は、契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。計量器の設置・取り替えに係る費用は、契約者の負担とします。

ロ 契約者が計量単位の集約を希望される場合は、別途協議いたします。

ハ DR を活用して応札される場合は、当社の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、別途協議いたします。

（5）他の調整力募集への入札の取扱い

イ 電源Ⅰ 厳気象対応調整力公募に応札する契約設備と同一の契約設備を用いて、電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ需給バランス調整力の公募に入札することも可能としますが、その場合の取扱いは以下のとおりといたします。

（イ）各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）された場合

- ・ 同一調整力公募への重複入札は認められません。
- ・ 電源Ⅰ周波数調整力、電源Ⅰ需給バランス調整力、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の順に落札案件決定を行なうこととし、落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。

（ロ）各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をされた場合

- ・ 同一調整力公募への複数入札は認められません。

- ・複数入札された場合、各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行なうものとします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないように、それぞれの契約電力を設定していただきます。

ロ 応札者は、それぞれの入札が、重複入札の対象か、複数入札の対象かを応札時に明確にさせていただきます。（応札時の明記無く、同一契約設備から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で、それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは、落札案件決定が出来ませんので、当該契約設備に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）

（６）最低入札量

+1,000 kW

最低入札量は+1,000kW といたします。

入札量は、1kW 単位で設定いたします。

（７）上限価格の設定

当社は上限価格を設定し、その価格以下の容量価格（入札書（様式１）における項目５の容量料金を項目２の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を除いて算出した値を容量価格という。以下「容量価格」は本定義に従う。）にて応札された入札案件を審査対象とします。

２．当社からの指令で発電等出力増を可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりです。

（１）設備要件

信号

イ 専用線オンラインでの応札の場合

応札いただく設備等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

（イ）受信信号

a 調整実施 ※調整実施指令信号

※当社からの発電等出力増指令を受信していただきます。

また、原則、（指令を受信して、別途当社と取り決めた時間（本章第３項（１）ロにもとづくもの）経過後の）調整実施後、運転継続時間（３時間）に亘り調整を実施した後、設備等により自主的に（設備等の計画運転に）復帰していただきますので、当社から復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

（ロ）送信信号

b 調整実施了解 ※調整実施了解信号

※当社からの受信信号に対する打ち返しとし、当社からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある設備等については、調整実施了解の旨（以降、調整準備を行ない、別途当社と取り決めた時間（本章第３項（１）ロにもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を、また当社からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な設備等については、調整完了の旨（当

該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可としますが、詳細は別途協議いたします。）を、それぞれ通知いただくものとします。

なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004(2016)）へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

ロ 簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合

契約申込いただく設備等については、需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および、必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

（イ）受信信号

a 調整実施

（a）調整実施指令信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

（b）調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

（c）調整実施取消信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

（ロ）送信信号

a 調整実施可否 ※調整実施可否信号

※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

なお、当該機能について、事業者は電力システムのセキュリティ設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver1.1」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

通信仕様については、OpenADR 2.0b に準拠します。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile (Rev1.0) およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書第 1.1 版を参照してください。

ただし、「簡易指令システム」において、電力系統への影響軽減の観点から、アグリゲーターが束ねるリソースは上限値を設定させていただく必要があります。詳細については別途協議させていただきます。

3. 電源Ⅰ 廠気象対応調整力が満たすべき運用要件等は原則として以下のとおりといたします。

（1）運用要件

イ 電源Ⅰ 廠気象対応調整力の提供

あらかじめ定める設備等の定期点検等の期間を除き、廠気象対応準備時間（10 時～21 時）において、電源Ⅰ 廠気象対応調整力を提供していただきます。電源Ⅰ 廠気象対応調整力提供可能

時間に制約のある場合は、その範囲内といたしますが、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

ロ 当社の指令から 3 時間以内に発電等出力増可能

あらかじめ定める応札者の定期点検等の期間を除き、当社が、厳気象対応準備時間（10 時～21 時）での発電等出力増を判断した場合、当該調整実施の 3 時間（※）前に当社が送信する指令を受信し、当該信号受信の 3 時間（※）後に、電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし、電源Ⅰ「厳気象対応調整力（kWh）契約に代わり、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は、あらかじめ当社からの起動指令を受けて、系統並列している状況を前提といたします。

※当社からの指令受信と、調整実施までの時間間隔については、3 時間を最長とし、応札者が応じることのできる時間を、応札時に、指定いただきます。

指令から調整実施までの時間間隔が短い場合、当日の気温上昇度合い・需要の伸び具合・需給ひっ迫の度合いなどを、実調整直前まで見極めたうえでの発動回避が可能になるなど、運用の柔軟性が増すことに鑑みて、落札案件決定において評価を行ないます。詳細は第 7 章をご参照ください。）

ハ 原則 3 時間提供可能

（イ）当社の指令に応じて調整を実施して以降、原則として 3 時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。

ただし、調整実施後 3 時間以内に、当社から復帰指令を行なった場合は、可能な範囲でその指令に応じていただきます。当該復帰指令については、簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合、簡易指令システムによる指令を、専用線オンライン指令の場合、電話などでの連絡を想定しておりますが、既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は、別途協議いたします。

（ロ）電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力相当での連続発電等出力増可能な時間が 3 時間に満たないものは、所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

ニ 定期点検、補修作業時期調整の応諾

（イ）作業等による計画停止の時期は、原則として夏季の平日（夏季の平日については、下記の通りといたします。）を避けて計画してください。また、他の設備等の作業との重複等を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。

※平日については、下表を参照してください。

2020 年度

6月						
日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4

7月						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

8月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31	1	2	3	4	5

9月						
日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

凡例：

平日	平日以外
----	------

ホ 計画等の提出

当社の求めに応じて設備等の発電等計画値（DR を活用した契約者の場合は、需要家毎の内訳を含みます。）や発電等可能電力、発電等可能電力量、その他運用制約等を提出していただきます。

ヘ ゲートクローズ前の指令

当社が3時間（または本号ロで定める応札者が指定する時間）前に、発電等出力増の指令を行った場合も、当社の託送供給等約款にもとづき提出される、バランシンググループの計画値に制約を及ぼさないものといたします。

ト 系統事故時の計画変更

作業等により契約設備（発電設備を活用した設備等に限ります。）の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

チ トラブル対応

不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。また、不具合の解消時にも、その旨を速やかに当社へ連絡していただきます。

リ 電源Ⅰ 厳気象対応調整発動可能回数

設備等の状況・都合により、提供期間内の電源Ⅰ 厳気象調整を実施する回数に制限を設ける

ことを希望される設備等については、応札時に申し出ていただきます。ただし、当該発動可能回数は8回以上で設定いただきます。(発動可能回数に達するまでは、提供期間(計画/計画外停止日を除きます。)の厳気象対応準備時間においては、原則として、当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお、発動可能回数を超過する場合においても、当社から電源Ⅰ「厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な範囲でその指令に応じていただきます。また、当社からの指令および要請は、同日中の複数回発動、連日の発動となる場合があります。)

ヌ 目的外活用の禁止

落札者は、当社の承諾を得た場合を除き、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する設備等の電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用しないこととしていただきます。

(2) その他

イ 技術的信頼性

(イ) 応札していただく設備等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績(DR実証試験による実績を含む)を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の供出を確実にこなううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

(ロ) 設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。

- a 試験成績書の写し等、設備等の性能を証明する書類等の提出
- b 過去、契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出
- c 当社からのオンライン指令(簡易指令システムを用いたものを含みます。)による性能確認試験の実施
- d 現地調査および現地試験
- e その他、当社が必要と考える対応

(ハ) 電源Ⅰ「厳気象対応調整力提供期間において、定期点検の結果等により、設備等の機能等に変更があった場合は、適宜、当社に連絡していただきます。

ロ 設備等が準拠すべき基準

応札していただく設備等については、電気事業法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

第6章 応札方法

1. 応札者は、下記のとおり、入札書類を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出してください。
写しの表紙には『写』と赤色で明示してください。なお、提出された入札書類（写し含む。）は返却しませんので、あらかじめ了承願います。

（1）入札書類の提出

イ 提出書類

入札書（様式1）および添付書類

ロ 提出方法

入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ、持参してください。

ハ 提出場所

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社 送配電本部 電力流通部 工務グループ「調整力募集」窓口

ニ 募集期間

●●●●年●月●日（●）～●●●●年●月●日（●）

（イ）受付時間は、土・日・祝日を除く平日の10時～12時および13時～16時とさせていただきます。

（ロ）提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には前日までに当社までご連絡をお願いします。

＜ご連絡先＞

沖縄電力株式会社 送配電本部 電力流通部 工務グループ「調整力募集」窓口

電話：098-877-2341（代表）

ホ 入札を無効とするもの

（イ）記名捺印のないもの

（ロ）提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。

※複数の入札案件を提出する応札者は、管理番号を付してください。

入札書在中

- ・応札年月日
- ・応札者名
- ・管理番号
- ・連絡先住所
- ・連絡先電話番号
- ・連絡先担当者名

印

印

印

＊ 1 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

(2) 入札書への添付書類

入札書に以下の書類を添付し提出してください。なお、様式のあるものは別添様式に従って作成してください。

- イ 入札書（様式 1）
- ロ 応札者の概要（様式 2）
- ハ 設備等の仕様（様式 3－1、3－2）
- ニ 設備等の運転実績について（様式 6）
- ホ 運用条件に関わる事項（様式 7）

※様式 4、5 は不要（欠番）です。

※入札書および添付書類は日本語で作成してください。また、使用する通貨については円貨を使用してください。

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、容量料金、電力量価格に含めないでください。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおり取り扱います。

- ・ 応札者が収入金課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、容量料金、電力量価格に事業税相当額を含めないでください。
- ・ 応札者が所得課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしません。

(3) 1 入札案件につき、1 式の入札書類として提出してください。

第7章 評価および落札案件決定の方法

1. 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書類をもとに確認いたします。
2. 本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。
3. 以下の評価方法により、落札案件を決定します。

〔前提〕評価対象者の選定

入札案件の中で、上限価格（第5章1（7）参照）を超えるものについては、本評価の対象外とします。（上限価格以下の容量価格で応札頂いた入札案件を評価対象とします。）

以下、ステップ1～3については、容量価格[円/kW]および入札書（様式1）の項目6に記載されている上限電力量価格[円/kWh]についてのみ対象とします。（項目11記載のものは対象といたしません。）

〔ステップ1〕価格要素評価点の算定

価格要素評価配点は●点とします。

次式のとおり、容量価格[円/kW]および上限電力量価格[円/kWh]に運転継続時間および電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供可能時間を考慮して価格要素評価点（小数点以下第1位を四捨五入いたします。）を算定いたします。なお、入札案件の中で評価用容量価格と評価用電力量価格を合算したものが最も安価な価格[円/kW]を「基準入札価格」といい、以下同様とします。

$$\text{価格要素評価点} = \frac{\text{基準入札価格}}{\text{評価用容量価格} + \text{評価用電力量価格}} \times \text{価格要素評価配点（●点）}$$

評価用容量価格

$$= \text{容量価格} \times \frac{\text{運転継続可能時間（3時間）}}{\text{運転継続時間}^{*1}} \times \frac{11 \text{ 時間}}{\text{電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供可能時間}^{*2}}$$

$$\text{評価用電力量価格} = \text{電力量価格} \times \text{想定発動回数（●回）} \times \text{運転継続可能時間（3時間）}$$

*1 運転継続時間が3時間を超過する場合は、3時間とする

*2 電源Ⅰ'厳気象対応調整力提供可能時間が11時間を超過する場合は11時間とする。（10時～21時の間）

〔ステップ2〕非価格要素評価点の算定

非価格要素評価点については、基礎点●点に次の加点項目のうち、該当するものを加算し、算定いたします。

+●点：指令から調整までの時間が短いもの（1時間未満）（加点項目1）

つまり、最高●点、最低●点とします。

〔ステップ3〕総合評価点の算定

ステップ1で算定した価格要素評価点とステップ2で算定した非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から順位を決定いたします。なお、総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い入札案件を評価順位の上位とします。

順位の決定において、価格要素評価点が非価格要素評価点を下回る入札案件が発生した場合、経済的要素での適正な評価を行う観点から、以下の方法により入札案件の順位を決定します。

- (1) 総合評価点が高点の入札案件を評価順位1位とし、当該案件を除いた残りの入札案件において、ステップ1の価格要素評価点の再算定（基準入札価格の補正）を行い、非価格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い入札案件から評価順位2位以降の順位を決定します。
- (2) 上記の「基準入札価格の補正」後も価格要素評価点が非価格要素評価点を下回る入札案件がある場合は、「基準入札価格の補正」を繰り返し、順次、総合評価点が高い入札案件から順位を決定します。

〔ステップ4〕落札案件の決定

ステップ3で決定した評価順位の上位の入札案件から応札量を累計し、募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間（3時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、応札量としてみなします。

上記により選定した落札案件を除いた残りの入札案件においては、応札量が「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を超える案件に対し、ステップ3の総合評価点を応札量で除して「それまでに選定された落札案件の応札量の累計と募集容量との差分」を乗じた値を、総合評価点としてみなし、最も総合評価点が高い入札案件を落札案件として決定いたします。この際、入札書（様式1）の項目11に記載の調整契約電力による応札も含めて、対象を選定します。

〔ステップ5〕契約協議

落札案件について、落札者と募集に合わせて公表する電源I周波数調整力契約書にもとづき、契約協議を行います。

第8章 契約条件

1. 主たる契約条件は以下のとおりです。

(1) アグリゲーターが電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ アグリゲーターが当社の指令に応じて電源Ⅰ 厳気象対応調整力を提供すること。

ロ アグリゲーターが供出する電源Ⅰ 厳気象対応調整力が 1,000kW 以上であり、かつ、アグリゲーターが複数の需要家を束ねて電源Ⅰ 厳気象対応調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が 1kW 以上であって、次のいずれにも該当すること。

(イ) 需要家に対して、次の a および b の事項を定めた電源Ⅰ 厳気象対応調整力供出計画を適時に策定し、当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。

a 発電等出力増の量

b 発電等出力増の実施頻度および時期

(ロ) 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(ハ) 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

(ニ) 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲーターとの間で、適切な契約がなされていること。

ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ 電源Ⅰ 厳気象対応調整力の算定上、需要場所が当社の託送供給等約款の(計量)の技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情があつて、計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。

ホ アグリゲーターが、需要家に当社の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

(2) 提供期間

電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW/kWh) 提供期間は、2020 年 6 月 1 日から 2020 年 9 月 30 日までとします。

(3) 基本料金

容量料金を月毎に分けて支払い

イ 容量料金を基本料金とし、提供期間の月数で除して月毎に分けて原則翌月に支払うものとしたします。

ロ 端数は提供期間の最終月で調整するものとしたします。

(4) 従量料金

当社の指令に応じて運転したことに伴う料金については、kWh 調整費用を各月毎に支払い(翌々月払いとします。)

イ 契約者は、出力上げ調整単価、下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）の単価表を定期的（原則として毎週火曜日 12 時までに、週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）とします。）に当社まで提出していただきます。ただし、単価に変更がない場合の提出は不要といたします。

単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の上限電力量価格を上限とします。

ロ 当社の指令による上げ調整費用（上げ調整量×上げ調整単価）、下げ調整費用（下げ調整量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）に係る料金を各月毎に精算します。

ただし、上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は、契約者からの申出単価を使用しますが、応札時の上限電力量価格を上限値とします。（下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。）

また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動（発電等出力減）となっている場合、当該時間帯の当社のインバランス単価を用い、（下げ応動量×インバランス単価）で算出される料金により精算を行ないます。同様に、下げ調整に応じていただける契約者において、当社からの下げ指令にも関わらず、上げ応動（発電等出力増）となっている場合、料金精算は行ないません。

※DR を活用した契約者の場合、調整量は当社の託送供給等約款における損失率を考慮した上で算定します。

※（３）（４）について、消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者が収入金課税となる場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。

一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

（５）計量器

原則として、発電機毎に計量器を設置

ただし、DR を活用した契約を希望される場合は、当社の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば 30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。

イ 原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け、30 分単位で計量を実施します。

ロ 発電機ごとに計量できない場合は、別途協議により計量値の仕訳を実施します。

ハ 送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は、別途協議により定めた方法により、計量値を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行ないます。

ニ 計量器の取り付け・取り替えが必要な場合、計量器は当社が選定し、原則として、当社の所有として当社が取り付け・取り替えし、その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

（６）契約解除

イ 契約者または当社が、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約に定める規定に違反した場合、契約者または当社は違反した相手方に対して、書面をもって電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約の履行を催告するものといたします。

ロ 前項の催告を行なった後、10 日を経過しても相手方が電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を履行しなかった場合、契約者または当社は、その相手方の責に帰すべき事由として、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができるものといたします。

ハ 契約者または当社が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の項目に該当する場合、契約者または当社は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約を解除することができます。

(イ) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

(ロ) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(ハ) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(ニ) 公租公課の滞納処分を受けた場合

※本号において、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約には、併せて締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約、または、電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を含むものとします。

ニ 契約者または当社が締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約（または、これに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）が解約または解除された場合、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約も当然に解約または解除されるものといたします。また、契約者または当社が締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約が解約または解除された場合、電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約も当然に解約または解除されるものといたします。

(7) 目的外利用の禁止

契約設備のうち、電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力分については、あらかじめ定める定期点検等の期間を除き、厳気象対応準備時間（10 時～21 時）において、当社の指令に従った運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ 厳気象対応調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。

※ただし、アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約における電源Ⅰ 厳気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源Ⅰ 厳気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。

(8) 運用要件

運用要件の遵守

契約者は、契約設備について本要綱第5章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約書および電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kWh)契約書(または、これに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書)における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、当社の指令に従っていただきます。

(9) 停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

- イ 契約者は、当社が定める期日までに契約設備の停止計画の案を当社に提出していただきます。
- ロ 他の契約設備の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。

(10) 停止日数

計画停止、計画外停止

- イ 契約設備の設備トラブルや定期点検等、当社の責とならない事由で電源Ⅰ 厳気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日(契約電力未達時割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。)を、原則として、超過停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。
- ロ これらは、作業停止要請書にて実績を確認するため、該当する場合は作業停止要請書を発行していただきます。
- ハ 前日12時までに電源Ⅰ 厳気象対応調整力を供出可能な代替設備(本要綱にて定める要件を満たしていること、別途、当社と電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約、または電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kWh)契約を締結していること、および電源Ⅰ周波数調整力契約、電源Ⅰ需給バランス調整力契約、電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約を締結していないこと、以上を全て満たすことが必要です。)を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。

(11) ペナルティ

イ 契約電力未達時割戻料金

- (イ) 平日時間において、契約者の設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由により、当社からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間(運転継続時間が3時間以上の場合は3時間といたします。)において、契約者が提供した30分単位のコマごとの電力量(以下「調整電力量」といいます。)が電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約電力を2で除して得た値に達しない場合は、契約電力未達時割戻料金を算定し、翌月の基本料金から割引くものといたします。

なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位のコマごとに契約電力未達度合いを算出したうえで算定するものとし、契約電力未達時割戻料金を算定する際の「電源Ⅰ 厳気象対応調整力(kW)契約電力」および「本項イ(ロ)で定義する一部供出電力」は30分単位の値として2

で除して得た値といたします。

(ρ) 契約電力未達時割戻料金の算定式

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \frac{\text{各コマの未達度合い合計}}{\left(\text{発動回数}^{\text{※1}} \times 3 \text{ 時間} \times 2 \text{ コマ} \right)} \times \text{基本料金} \times 1.5$$

$$\text{未達度合い} = \frac{\left(\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力} - \text{調整電力評価量}^{\text{※2}} \right)}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力}}$$

ただし、事前に電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力の一部でも供出可能（代替設備による供出を含み、以下「一部供出電力」といいます。）の申し出があり、当社がそれを認めた場合については、当該 30 分単位のコマに対しては以下の式を用いて未達度合を算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{未達度合い} = & \frac{\left(\text{一部供出電力} - \text{調整電力評価量}^{\text{※3}} \right)}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力}} \\ & + \frac{\left(\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力} - \text{一部供出電力} \right)}{\text{電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力}} \end{aligned}$$

※1 運用要件に定める最低発動回数の 8 回といたします。

ただし、8 回を超えて当社から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数（発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じていただいた回数）を加えた回数といたします。

※2 調整電力評価量の算出

調整電力量 < 電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力 × 0.9 の場合は 0、調整電力量 ≥ 電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力 × 0.9 の場合は電源 I 〳 廠気象対応調整力(kW)契約電力を上限といたします。

※3 調整電力評価量の算出

調整電力量 < 一部供出電力 × 0.9 の場合は 0、調整電力量 ≥ 一部供出電力 × 0.9 の場合は一部供出電力を上限といたします。

ロ 停止割戻料金

(イ) 停止日数に応じて、以下の算定式より停止割戻料金を算定し、提供期間の最終月の基本料金から割り引くものといたします。

(ρ) 停止割戻料金の算定式

$$\text{停止割戻料金} = \frac{(\text{厳気象発生月の平日停止日数})}{(\text{当該年度の厳気象発生月の平日数合計})} \times (\text{基本料金})$$

※ ただし、一部供出電力の申し出があり、当社がそれを認めた場合は、停止割戻料金算定上の停止日数について、以下の算出式により修正したうえで合計いたします。

$$\text{修正後の停止日数} = (\text{修正前の停止日数})$$

$$\begin{aligned} & \text{電源 I} \text{ 厳気象対応調整力契約電力} - \frac{\text{一部供出電力} \times \text{一部供出可能電力の運転可能時間}}{\text{運転可能時間}} \\ & \times \frac{\text{電源 I} \text{ 厳気象対応調整力契約電力}}{\text{電源 I} \text{ 厳気象対応調整力契約電力}} \end{aligned}$$

(ハ) 上記による「契約電力未達時割戻料金」と「停止割戻料金」の合計額は、年間の基本料金以内といたします。

第9章 その他

1. 上げ単価・下げ単価の設定について

- (1) 電源 I 〃 厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源 I 〃 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結した契約者は、申出単価 (当社の指令に応じる kWh 対価) をあらかじめ提示してください。(単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の上限電力量価格を上限とします。)

イ 発電設備を活用した応札者の場合

精算時は、ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

V1: 上げ調整を行った場合の増分価格 (円/kWh) を設定

V2: 下げ調整を行った場合の減分価格 (円/kWh) を設定

ロ DR を活用した応札者の場合

精算時は、実績電力量に当社の託送供給等約款における損失率を考慮したものと、調整力ベースラインとの差分に、以下の kWh 対価 (V1、V2 (下げ調整に応じていただける契約者に限ります。)) を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン: 当社の託送供給等約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(H29. 11. 29 資源エネルギー庁改定) における標準ベースラインや発電等計画値等*を踏まえ、電源 I 〃 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議しその設定方法を取り決めた上で、当社託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。(*例えば「DR 実施日の直近 5 日間 (DR 実施当日は含みません。) のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間 (High 4 of 5) の需要データ (平日実施の場合はすべて平日のデータとします。) を当日調整したもの」等)

V1: 上げ調整を行った場合の増分価格 (円/kWh) を設定

V2: 下げ調整を行った場合の減分価格 (円/kWh) を設定

- (2) 申出単価 (当社の指令に応じる kWh 対価) については、週 1 回の更新通知 (火曜日 12 時までとします。) により変更します。ただし、申出単価に変更がない場合の提出は不要といたします。

なお、入船トラブル・燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行ないます。

発電設備を活用した応札者の場合、当社の託送供給等約款上、BG (バランシンググループ) 最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで、契約者と当社の対価の授受として

□ $Y - X > 0$ の場合

差分 $\times V1$ を当社が契約者に支払います。

(ただし、V1 が応札時の上限電力量価格を超える場合は、差分 $\times$ 応札時の上限電力量価格を当社が契約者に支払います。)

(当社からの指令が下げ調整の場合については、料金精算は致しません。)

□ $Y - X \leq 0$ の場合

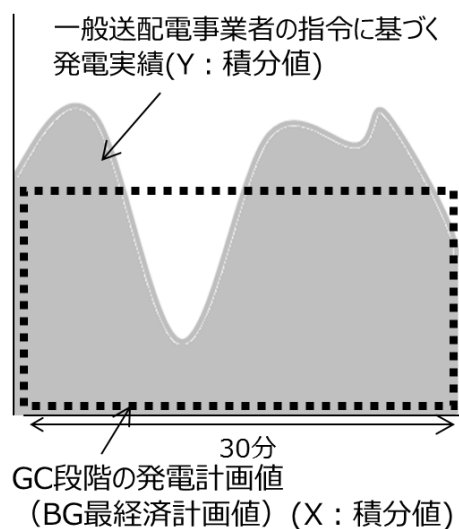
下げ調整に応じていただける契約者については、差分 $\times V2$ を契約者が当社に支払います。

($V2$ が応札時の上限電力量価格を超える場合は、差分 $\times$ 応札時の上限電力量価格を支払っていただきます。)

ただし、当社からの指令が上げ調整の場合については、差分 $\times$ インバランス単価(当該時刻における、当社のインバランス単価)を契約者が当社に支払います。

X : ゲートクローズ段階で契約者が当社に提出する発電計画値の積分値

Y : 当社給電指令所の指令にもとづく発電実績の積分値



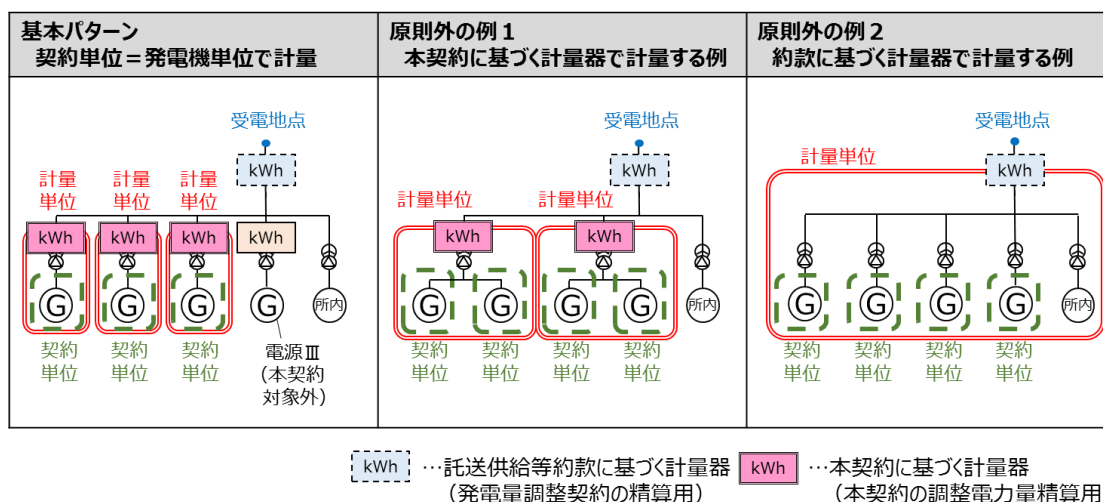
上記において、DR を活用した応札者の場合、 Y を“調整力ベースラインから求まる積分値”に X を“一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値”に読み替えます。なお、それぞれ、当社の託送供給等約款における損失率を考慮したもの ($1 / (1 - \text{損失率})$) を乗じたもの) とします。

- (3) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約に併せて電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約を締結せずに、電源Ⅱ周波数調整力契約を締結する契約者は、電源Ⅱ周波数調整力募集要綱に準じることとし、同じく、電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する契約者は、電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱に準じることとします。

2. 計量単位について (発電設備を活用した応札者に限ります。)

- (1) 本要綱の第5章、第8章にあるとおり、原則として発電機ごとに契約しますので、契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。
- (2) 計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し、すべての発電機の調整力提供に関わる kWh 単価 ($V1$ 、 $V2$ (下げ

調整に応じていただける契約者に限ります。)) が同一であること等が条件になります。



3. 機能の確認・試験について

(1) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kW) 契約ならびに電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約（またはこれに替わって締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の締結にあたり、満たすべき設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合、契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

- イ 発電機等の試験成績書の写し等、設備等の性能を証明する書類等の提出
- ロ 当社からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施（オンライン（簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される設備等に限りま
- す。）
- ハ 現地調査および現地試験
- ニ その他、当社が必要と考える対応

以下に各機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

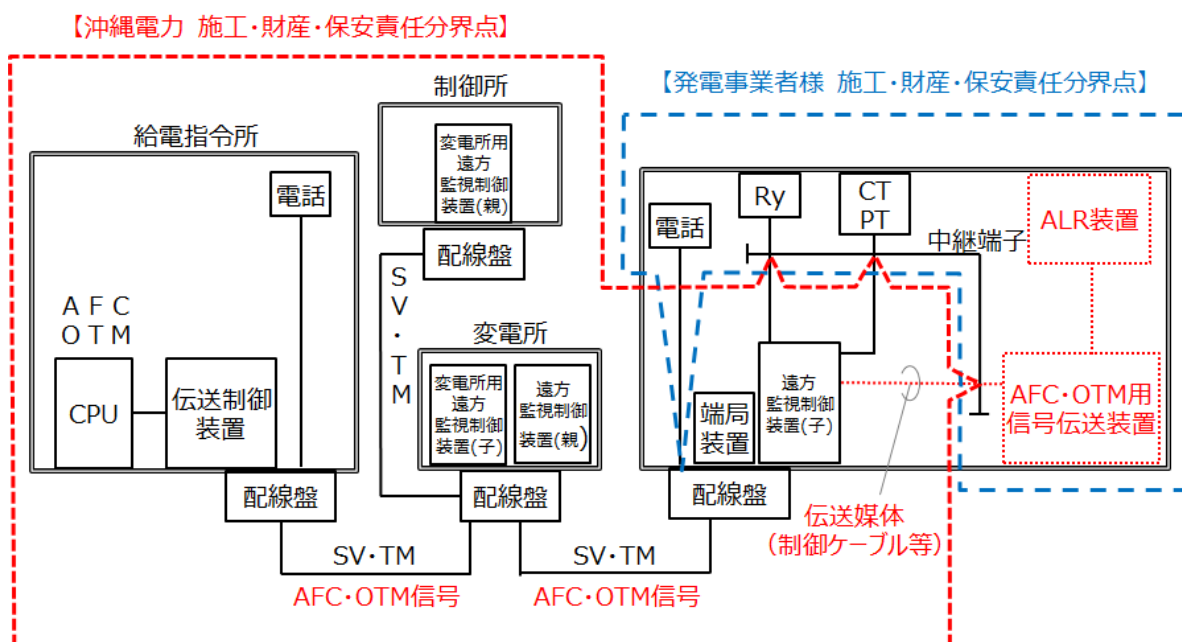
機能	試験内容（例）
給電情報自動伝送	■ 中給当社給電指令所との対向試験を実施。 （専用線オンライン）で応札される設備電源等に限りま
制御試験	■ 現地（DR を活用した設備等においては、アグリゲーター～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。

オンライン調整機能（ただし、簡易指令システムを用いたものを含まず。）	■ 当社給電指令所との対向試験を実施。（オンライン（簡易指令システムを用いたものを含まず。）で応札される設備等に限りません。）
上記以外で系統連系技術要件に定める機能	■ 発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

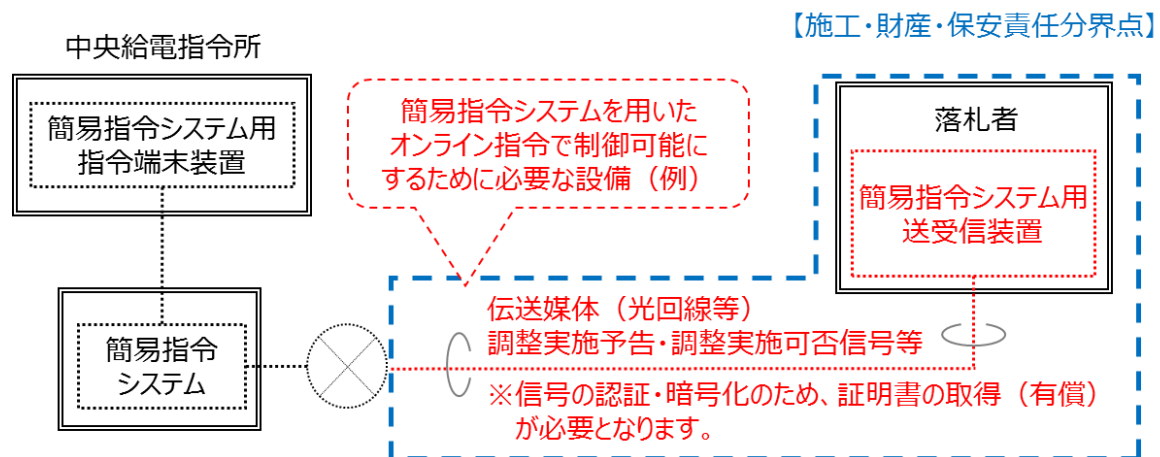
4. オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含まず。）で制御可能にするための設備について

(1) 本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる、当社からのオンライン指令（簡易指令システムを用いたものを含まず。）で制御可能にするための設備などは、契約者の費用負担にて設置していただきます。また、当社給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化して頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

イ 発電設備を活用した応札者の設備例（専用線オンラインの場合）



ロ 契約者の設備例（簡易指令システムの場合）



- （２）費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますのでお問合せ専用 e-mail アドレス：chouseiryoku@okiden.co.jp よりお問合せください。

提出様式（記載例）

1. 入札書 （様式 1）
2. 応札者の概要 （様式 2）
3. 設備等の仕様 （様式 3－1， 3－2）
4. 設備等の運転実績 （様式 6）
5. 運用条件に係る事項 （様式 7）

1. 入札書（様式1）

（赤字記載例）

●●●●年 ●●月 ●●日

入 札 書

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

会 社 名 ●●株式会社
代 表 者 氏 名 ●● 印
担 当 者 ●●●●
担 当 者 連 絡 先 ●●●●

沖縄電力株式会社が公表した「2019 年度電源 I 〳 厳気象調整力募集要綱」を承認し、下記のとおり申し込みいたします。

記

1 発電機または DR 事業者の所在地および名称	沖縄県●●市 ●●番 ●●発電所 ●号機
2 電源 I 〳 厳気象対応調整力契約電力（送電端値）	●キロワット
3 運転継続時間	●時間連続可能
4 電源 I 〳 厳気象対応調整力提供可能時間	●時 ～ ●時 （厳気象対応準備時間（10 時～21 時）の間）
5 容量料金	●円
6 上限電力量価格	1 キロワットアワーあたり ●円 ●銭
7 当社からの指令受信方法 （該当するものに○（マル）をつけてください。）	・専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。） ○ 易指令システムを用いたオンライン
8 指令受信から調整実施までの時間	●分 （3 時間（180-分）以内）

9 厳気象対応調整発動可能回数(希望)	●回 (8 回以上)														
1 0 非価格要素評価	合 計 ●点 加点項目 1 (加点要素 1) ●点														
1 1 応札量の調整が可能な場合の調整 契約電力* 1	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">調整契約電力 (送電端値)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●キロワット* 2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●キロワット</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●キロワット</td> </tr> </table> ※容量価格は、項目 5 の容量料金を項目 2 の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力を除いて算出したもの。また、上限電力量価格は 6 の値を適用するものとします。			調整契約電力 (送電端値)			●キロワット* 2			●キロワット			●キロワット		
調整契約電力 (送電端値)															
●キロワット* 2															
●キロワット															
●キロワット															
1 2 他の応札との関係 (該当するものに○ (マル) をつけてください。)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>重複入札</td> <td>複数入札</td> </tr> <tr> <td>電源Ⅰ 周波数調整力</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電源Ⅰ 需給バランス調整力</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				重複入札	複数入札	電源Ⅰ 周波数調整力	○		電源Ⅰ 需給バランス調整力					
	重複入札	複数入札													
電源Ⅰ 周波数調整力	○														
電源Ⅰ 需給バランス調整力															
1 3 落札した場合、kWh 契約として締結いただける契約 (該当するものに○ (マル) をつけてください。)	・ 電源Ⅱ 周波数調整力契約 ・ 電源Ⅱ 需給バランス調整力契約 ○ 電源Ⅰ 厳気象対応調整力 (kWh) 契約														
1 4 計量器の有無* 3 (該当するものに○ (マル) をつけてください。)	有 ・ 申請中○														

* 1 募集容量に達する、もしくは超過するまでの調達費用の合計をなるべく小さくするために、本来の応札 (2 項に記載する電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力での応札) の一部のみでの落札についても、許容いただける応札者については、許容いただける契約電力 (これを「調整契約電力」といいます。) についても記載いただければ、それらの内容での落札可否についても、考慮させていただきます。ただし、本項目での記載の有無・内容が、本来の応札 (同上) の落札可否に影響するものではありません。また、契約電力以外の内容については、入札書に記載さ

れている本来の応札のそれと同じとします。詳細は、「第7章評価および落札案件決定の方法」
「[ステップ4] 落札案件の決定」を参照願います。

- * 2 調整契約電力については、幅（●kW 以上～●kW 未満）で記載いただいてもかまいません。その場合、調整契約電力については、1kW 単位で取り扱うものとします。（本項目に記載の調整契約電力を用いて落札案件となった容量料金は調整契約電力×容量価格（項目5の容量料金を項目2の電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力を除して算出したもの）で求まるものとします。）
- * 3 DR を活用して契約される場合は、当社の託送供給等約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、もしくは仕訳により出力が特定可能な計量器の有、もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中であるかを記載願います。なお、アグリゲーターが集約する需要家等において1件でも計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載願います。

（作成にあたっての留意点）

○押印欄については、代表となる1社の会社名、代表者氏名、担当者、担当者連絡先を記入し、押印してください。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

2. 応札者の概要（様式2）

（赤字記載例）

応札者の概要

会 社 名	●●株式会社
業 種	●●
本社所在地	●●県●●市●●町●●番
設立年月日	●●●●年●●月●●日
資 本 金（円）	●,●●●
売 上 高（円）	●,●●●
総 資 産 額（円）	●,●●●
従 業 員 数（人）	●,●●●
事業税課税標準	収入金課税 ・ 所得課税

（作成にあたっての留意点）

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33 業種)に準拠してください。
- 応札主体が、JV または合弁会社の場合や契約後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付してください。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入してください。なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入してください。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 サイズとしてください。

発電設備等の仕様（火力発電設備）

1 発電設備の所在地

(1) 住所 沖縄県●●市●●丁目●●番●
(2) 名称 ●●火力発電所 ●●号発電機

2 営業運転開始年月日 ●●●●年 ●●月 ●●日

3 使用燃料・貯蔵設備等

(1) 種類 ●●
(2) 発熱量 ●● (kJ/t)
(3) 燃料貯蔵設備 総容量 ●● (kl)
タンク基数 ●● 基
備蓄日数 ●● 日分 (100%利用率)

4 発電機

(1) 種類（形式） ●●●●
(2) 定格容量 ●● kVA
(3) 定格電圧 ●● kV
(4) 連続運転可能電圧（定格比） ●● % ～ ●● %
(5) 定格力率 ●● %
(6) 周波数 ●● Hz
(7) 連続運転可能周波数 ●● Hz ～ ●● Hz

5 熱効率（LHV）、所内率

(1) 発電端熱効率 ●● %
(2) 送電端熱効率 ●● %
(3) 所内率 ●● %

(作成にあたっての留意点)

- 複数の発電機を集約して一体的に電源 I 廠気象対応調整力供出を行なう場合、発電機ごとに提出してください。
- 発電機の性能（発電機容量，低速需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能）を証明する書類を添付してください。
- 用紙の大きさは，日本工業規格 A3 サイズとしてください。

3. 設備等の仕様（様式3－2）

（赤字記載例）

負荷設備等の仕様（DR を活用した設備等）

1. アグリゲーターの所在地

(1) 住所 沖縄県市丁目番

(2) 名称

2. アグリゲーターが集約する需要者等の一覧

需要者名称	住所	供給地点特定番号	供出電力 (kW)	設備等種別※1	供出方法	指令手段	他需要抑制契約 の有無※2	計量器の有無※3
				・電源（自家発等） ・需要抑制	ラインの一部停止	電話連絡 手動遮断	無	有 ・ 申請中
				・電源（自家発等） ・需要抑制				有 ・ 申請中
				・電源（自家発等） ・需要抑制				有 ・ 申請中

※1：該当項目を○（マル）で囲んでください。（双方使用の場合は双方に○）
※2：当社以外との需要を抑制しての電力供出契約の有無を記載
※3：「計量器の有無」では、約款に基づく計量器の有（ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。）、もしくは当社に事前に計量器設置・取替を「申請中」のいずれか一方をまるで囲んでください。

3. 需要者毎に下記書類を添付

- (1) 設備等種別が電源の場合：発電機の基本仕様書、起動カーブ、運転記録、運転体制
- (2) 設備等種別が需要抑制の場合：対象負荷設備の容量、制御方法、運転体制
- (3) 設備等からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるもの
- ※供出電力（kW）が、設備等の容量（送電端値）以下であることが必要です。同一の設備等を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力（kW）と供出電力量（kWh）が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力（kW）の合計値が、当該設備等の容量（送電端値）以下となっているかを確認させていただきます。
- ※同一の設備等を共有する他の契約にも同様の資料を添付いただいた上で、それぞれの契約で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合（それぞれの契約での当該設備等からの調整力供出（電力（kW）/電力量（kWh））の確実性が確認できない場合）は、当該設備等を契約内容として勘案しません。（需要者等の対象から除外します。）

（作成にあたっての留意点）

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A3 サイズとしてください。

4. 設備等の運転実績（様式6）

（赤字記載例）

設備等の運転実績について

（1）電源Ⅰ 厳気象対応調整力を供出する設備等の運転実績（前年度実績）について記入してください。（DR を活用して応札される場合、当社との調整力契約実績や、瞬時調整契約の実績、DR 実証事業*などへの参画実績等を記載ください。）

*一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が公募した H26 年度次世代エネルギー技術実証事業費補助金（補正予算に係るもの）のうち、「C. エネルギーマネジメントシステムの構築に係る実証事業、C-1. ネガワット取引に係るエネルギーマネジメントシステム構築と実証」、および、一般財団法人エネルギー総合工学研究所が公募した（H28 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B. 高度制御型ダイヤモンドリスポンズ実証事業、B-1. 一般送配電事業者が活用するネガワット取引の技術実証」、および（H29 年度）バーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業、A 事業. VPP 構築実証事業」、一般社団法人環境共創イニシアチブが公募した（平成 30 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」および（平成 31 年度）需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業のうち、「B-1. VPP アグリゲーター事業」を指します。

※運転実績等のない場合は、本要綱で求める要件を満たしていることを証明できる書類ならびに試験成績書を提出してください。

設備運転実績

設備等名称	●●発電所
出力／総使用量	●キロワット
営業使用開始年月	●●●●年 ●●月
運転年数	●●年 ●●ヶ月（●●●●年 ●●月末時点）
総発電電力量／総使用電力量	●キロワット時（●●●●年 ●●月末時点）
設備利用率※	約 ●●%

※DR を活用して応札される場合は、記載不要です。

DR における瞬時調整契約等の実績

DR 実績	契約（実証参画）期間
●●●●	●●●●年 ●●月 ～ ●●●●年 ●●月
●●●●	●●●●年 ●●月 ～ ●●●●年 ●●月

※複数の DR 実績が該当する場合は、それぞれについて記載するとともに、当該契約または実証事業参画のエビデンスを添付してください。

(2) 定期検査の実施実績について記入してください。

(作成にあたっての留意点)

- 複数の発電機を集約して一体的に電源 I 〃 廠気象対応調整力供出を行なう場合、本様式は発電機ごとに提出してください。
- 契約申込された電源 I 〃 廠気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、契約申込者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。
ただし、上記運転実績等をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。
また、契約申込者が上記以外のエビデンスによって調整力供出能力・性能を示すことを申し出、当社が認める場合、当該エビデンスをもって、調整力発動試験を省略することがあります。
- 記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

(赤字記載例)

発電機名 ●●発電所 ●号機

運 転 継 続 時 間

※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。

運 轉 管 理 体 制

※当社給電指令所からの給電指令に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入してください。

給電指令対応システム

※当社給電指令所からのオンライン指令に対応するためのシステム概要について記入してください。(信号受信装置から発電設備等の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用して応札される場合は、アグリゲーターが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。)

そ の 他

※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、
条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、記入してくだ
さい。

○複数の発電機を集約して一体的に電源 I へ厳気象対応調整力供出を行なう場合、本様式は発電機ごとに作成してください。

○記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。

○用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。